

浸水被害の軽減に取り組みましょう！

雨水貯留タンクの設置費用を補助します

近年の局地的な集中豪雨により、市街地で浸水被害が発生しています。そのため、筑紫野市では浸水被害の軽減対策の一環として、雨水の流出抑制および有効利用を図るため、雨水貯留タンクを設置しようとする方を対象に補助金を交付します。

●補助の対象となる雨水貯留タンク

- ・ 雨水を貯留するために作られ、一般に販売されている既製品。
- ・ 直接、建物の雨どいから接続し、耐久性のあるもの。
- ・ 蓋付きで、雨水以外のものを流入させないもの。

●補助の対象者

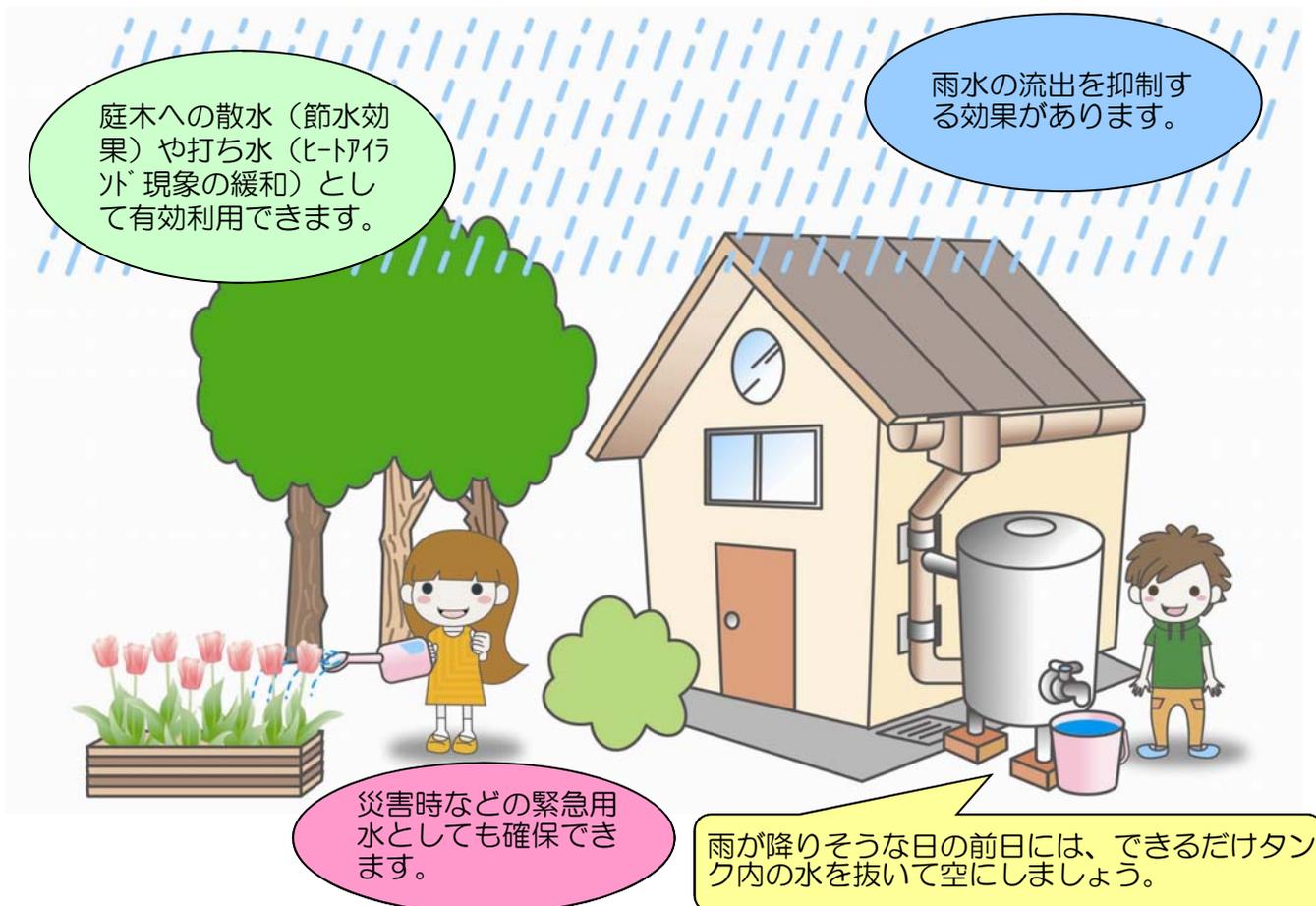
- ・ 筑紫野市内で、雨水貯留タンクを設置する建物の所有者または使用者。
※借家の場合は、所有者の同意が必要です。
- ・ 市税、下水道使用料および受益者負担金の滞納をしていないこと。

●補助金の額

- ・ 雨水貯留タンク購入価格の1/2に相当する額(千円未満切り捨て)で、限度額は3万円。
- ・ 購入価格は、タンク本体価格と附属品の価格の合計額とし、消費税を含みます。
ただし、タンクの設置費用・配送費は含みません。

●申請に必要なもの

- ①補助金交付申請書
- ②付近見取り図
- ③タンクの設置予定箇所が分かる図面と写真
- ④購入予定価格が分かる見積書等の書類
- ⑤市税の滞納のない証明書（収納課窓口で交付を受けて下さい）
- ⑥借家の場合、建物所有者の同意書



補助金交付 手続きの流れ

電話・窓口で

・補助金は、予算の範囲内での交付となりますので、事前に確認をお願いします。

補助金交付申請

・交付申請書(様式第1号)にて申請してください。
※雨水貯留タンクの見積書などの必要書類を添付してください。
※雨水貯留タンクを購入する前に申請をしてください。

市の審査

・交付の対象要件などを満たしているかを審査します。

交付決定通知
(補助金予定額決定)

・審査のうえ交付決定通知書(様式第2号)により補助金交付の決定をします。
※通知書は申請者へ郵送します。

雨水貯留タンクの設置

・交付決定通知書が届いたら、雨水貯留タンクを購入し設置をしてください。
※申請内容に変更がある場合は、変更承認申請書(様式第4号)にて変更の申請をしてください。

完了報告

・雨水貯留タンクの設置が完了したら、完了報告書(様式第7号)を提出してください。
※領収書および設置完了写真を添付してください。

検査

・市が現地にて確認検査を行います。
※申請者または代理人の立ち会いをお願いします。

補助金額確定通知

・補助金額確定通知書(様式第8号)により確定した補助金交付額を通知します。

補助金の交付請求

・請求書(様式第9号)を提出してください。

補助金の支払い

・補助金の請求後、市から指定の口座に振り込みます。

※ は申請者が行う手続きです。

問い合わせ先

筑紫野市 環境経済部 上下水道工務課 下水道担当
筑紫野市役所 2階
〒818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号
TEL: 092-923-1111 FAX: 092-923-7977
E-mail: w-koumu@city.chikushino.fukuoka.jp